

## 粉じん則：常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場

### 環境・健康

粉じん障害防止規則（粉じん則）での作業環境測定は、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場について義務付けられています。「常時」についての粉じん則での定義、通達による解釈例規などが示されていないため、「常時」の判断は所轄の労働基準監督署等の判断によります。

「常時」の判断上、下記のじん肺法の「常時粉じん作業に従事する」の解釈例規（昭 53.4.28、基発第 250 号）が参考となります。また、下記に粉じん則の「臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外」の解釈例規（昭 54.7.26、基発第 382 号）を示しましたが、この解釈例規で示されている要件は、「常時」に該当しない要件とも考えられ参考となります。

### じん肺法：「常時粉じん作業に従事する」の解釈例規

労働者が業務の常態として粉じん作業に引き続いて従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではないこと。

### 粉じん則：「臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外」の解釈例規

第 7 条	解釈例規
臨時	1 期間をもって終了し、くり返されない作業であって、かつ、当該作業を行う期間が概ね 3 月を超えない場合
作業を行う期間が短い場合	作業を行う期間が 1 月を超えず、かつ、当該作業の終了の日から 6 月以内の間に次の作業が行われないことが明らかな場合
作業を行う時間が短い場合	作業が連日に行われる場合にあつては、1 日当たり当該作業時間が最大 1 時間以内であるときをいい、連日行われない場合にあつては、当該作業時間の 1 日当たりの平均が概ね 1 時間以内である場合

## kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	作業環境への粉じんの発散状況	作業環境測定
	作業者の粉じんのばく露状況	個人ばく露モニタリング
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改善	作業環境への粉じんの発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	粉じんの吸入防止	防じんマスクの使用
教育	粉じん作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育